

徳島県個人情報保護審査会答申第128号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成31年1月29日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「管第〇〇号（平成〇年〇月〇日付け）、南総第〇〇号（平成〇年〇月〇日付け）に関する伺い書類と県有車両等事故速報に関する伺い書類報告書全部」のうち「管第〇〇号（平成〇年〇月〇日付け）及び受け取った県有車両等事故速報に関する書類」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成31年2月12日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「平成〇年〇月〇日付け管第〇〇号に係る立案文書（以下「立案文書」という。）」及び「平成〇年〇月〇日付け県有車両等事故速報（以下「事故速報」という。）」と特定した上で、事故速報の一部が条例第16条第2号の「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められるもの」に該当すると判断し、当該部分を非開示とする部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年2月19日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年3月22日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

条例第20条第1項の規定により次のとおり部分開示と決定したが、県は、本来あ

るべき書類（伺い書印）及び管第〇〇号の書類に基づく保険業者が作成した根拠書類等を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件決定の理由

- (1) 平成31年1月29日付けで審査請求人から出された「管第〇〇号（平成〇年〇月〇日付け）に関する伺い書類と県有車両等事故速報報告書全部」についての個人情報開示請求に対し、対象文書を「立案文書」及び「事故速報」と特定した上で、条例第16条第2号に規定された「開示請求者以外の個人に関する情報」である県職員の免許証の一部及び旅行命令簿の出張番号を除いて、本件決定を行ったものである。
- (2) また、審査請求人が開示を求めているのは、審査請求の理由により、「本来あるべき書類（伺い書類）及び管第〇〇号の書類に基づく保険業者が作成した根拠書類（以下「本件書類」という。）」であると解されるが、本件書類は取得していない。
- (3) 審査請求人は、本件書類について、実施機関に「本来あるべき書類」と独自に判断して審査請求を行ったものであると思われるが、そのような事実はなく、この度の本件請求については、実施機関は、「立案文書」及び「事故速報」と特定した上で審査請求人に開示したものである。
- (4) 以上により、本件請求については、個人に関する情報を除いて、その時点で保有している全ての文書について開示したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、管第〇〇号（平成〇年〇月〇日付け）の伺い書類と受け取った県有車両等事故速報に関する伺い書類であると解される。

2 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を立案文書及び事故速報と特定し、条例第16条第2号に該当するとして一部を非開示としている。また、立案文書及び事故速報のほかに本件請求に係る保有個人情報を保有していないと主張していることから、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 条例第16条第2号の該当性について

ア 本号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められるもの」を非開示情報と定めたものである。ただし、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は非開示情報から除外している。

「開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められるもの」とは、法令又は社会通念に照らして、当該個人が有すると考えられる利益が害される場合をいい、当該個人の正当な利益が害されるかどうかについては、開示請求者と当該個人との関係や当該個人の情報の内容等を勘案して個別に判断する必要がある。

イ 当審査会において、事故速報の非開示部分を見分したところ、非開示とした情報は、県職員の免許証の一部及び旅行命令簿の出張番号であった。当該情報は、開示請求者以外の者の個人情報であり、開示することにより開示請求者以外の個人の正当な利益を害すると認められる。さらに、同号ただし書きに該当する事情も認められない。

ウ 以上により、本件請求に係る保有個人情報、条例第16条第2号に該当することから、本件決定を行った実施機関の決定は妥当である。

(2) 本件書類の保有の有無について

ア 実施機関によると、審査請求人は、本件書類が開示されていないと主張しているが、本件書類は取得しておらず、本件請求については、開示請求者以外の個人に関する情報を除いて、その時点で保有している全ての文書について開示しているとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、事故速報の報告は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成することとはなっていない。

ウ また、本件書類のうち管第〇〇号の書類に基づく保険業者が作成した根拠書類は、本件請求に係る保有個人情報の対象と認められないことから、本件決定の立案文書及び事故速報のほかに特定すべき保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、立案文書及び事故速報と特定し、本件決定を行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年 6月 7日	諮問
令和 3年12月10日	審議（第138回審査会）
令和 4年 1月28日	審議（第139回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長